

京都市訓令甲第 26 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第5条中「危機管理監、技監、企画監」を「産業戦略監、危機管理監、技術監理監」に
改め、「広報監、情報政策監」及び「保健政策監」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)